平成２１年（フ）第１８６６号
さいたま市見沼区東大宮１丁目74番地３　アーバン砂ハイツ202
債務者　大沼　智子（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０８号
さいたま市南区内谷５丁目28番２号　ヴェルディコスモ101
債務者　中村　一也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０９号
さいたま市南区内谷５丁目28番２号　ヴェルディコスモ101
債務者　中村真由美（旧姓木崎）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
埼玉県鳩ケ谷市南３丁目18番36―601号
債務者　早川いみこ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
さいたま市北区日進町１丁目837番地２　日進ハイツ202
債務者　林　　寿俊
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
さいたま市大宮区北袋町２丁目489番地　第２センチュリー渋谷405号
債務者　表田　拓実
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
埼玉県川口市飯塚４丁目８番12号
債務者　立石　堅二
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
埼玉県川口市飯塚４丁目８番12号
債務者　立石けい子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
さいたま市中央区本町西１丁目12番11―305号
債務者　見越　香織
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
沖縄県浦添市勢理客１丁目23番10―407号　三恵マンションＣ
債務者　金城　行雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２号
北海道北見市中ノ島町３丁目12番25号　タウンハウス晃和ライラック105号
債務者　阿部　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５号
北海道常呂郡置戸町字置戸37番地の１
債務者　廣中　達也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１６０７号
埼玉県新座市野寺５丁目７番29号　エクセレンスⅡ203号室、旧住所埼玉県新座市野寺１丁目11番18号　美しの森ハウスＡ棟113号室
債務者　蘇原　政純
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４０号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目26番17号
債務者　中谷　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７６８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―11―109
債務者　飯沼　康郎
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―11―109
債務者　飯沼　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
さいたま市浦和区元町３丁目21―15、住民票上の住所さいたま市浦和区元町２丁目23番20―506号
債務者　富士元康利
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係